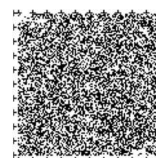
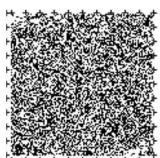


資料編

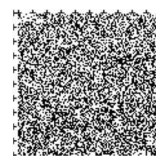




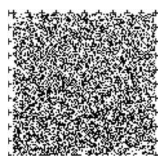
1. 障害者に関するマーク

街で見かける障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

順不同名称	概要等
【障害者のための国際シンボルマーク】 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。
【身体障害者標識】 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
【聴覚障害者標識】 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
【盲人のための国際シンボルマーク】 	世界盲人会連合で昭和 59（1984）年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。
【耳マーク】 	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない方・聞こえにくい方への配慮を表すマークでもあります。 聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力をお願いいたします。



順不同名称	概要等
【ほじょ犬マーク】 	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。 補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。 補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。
【オストメイト用設備／オストメイト】 	オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。 このマークは、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。 このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。
【ハート・プラスマーク】 	「身体内部に障害がある方」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いいたします。
【ヘルプマーク】 	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

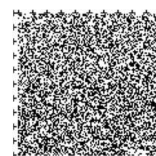


2. 坂戸市障害者計画等審議会委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和6年3月31日

選出区分	No.	役職等	氏名
学識経験者 2名	1	元坂戸市民生委員・児童委員協議会連合会長	鈴木 暉
	2	元山村学園短期大学教授 埼玉県国公立幼稚園長会顧問	高橋 好次郎
関係行政機関の職員 1名	3	坂戸市民生委員・児童委員協議会連合会長	佐藤 和恵
障害者団体の代表者 1名	4	坂戸市障害者団体連絡会会長	白石 俊夫
障害者及びその家族 2名	5	サービス利用者	細谷 富江
	6	坂戸市障害者団体連絡会 坂戸市特別支援学級保護者会	田中 ことみ
障害者の福祉、医療、 教育又は雇用に関連 する職務に従事する者 その他の関係者 5名	7	坂戸・鶴ヶ島医師会	井伊 京一郎
	8	川越公共職業安定所	和田 晃 (～R5.3.31)
			相澤 秀一 (R5.4.1～)
	9	さかど療護園	中野 豊 (～R3.6.23)
			木村 孝之 (R3.6.24～)
	10	精神保健福祉士 就労移行・就労継続支援B型施設ラボリ	太田 よし美
公募に応じた市民 2名	11	ボランティア連絡会	井指 哲次
	12	公募委員	玉利 まゆみ
	13	公募委員	佐藤 千里
アドバイザー		東洋大学名誉教授	高橋 儀平

(敬称略)



3. 諮問書

坂障発第 474 号

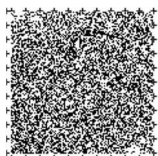
令和3年9月29日

坂戸市障害者計画等審議会 会長 様

坂戸市長 石 川 清

坂戸市障害者計画等の策定及び推進について（諮問）

坂戸市障害者計画等の策定及び推進をしたいので、坂戸市障害者計画等審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。



4. 答申書

障 審 発 第 1 号

令和6年2月15日

坂戸市長 石 川 清 様

坂戸市障害者計画等審議会

副会長 高橋 好次郎

(会長代理)

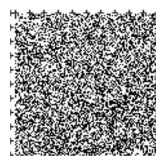
坂戸市障害者計画等の策定及び推進について（答申）

令和3年9月29日坂障発第474号により諮問のありました坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画・坂戸市障害児福祉計画の策定及び推進について、本審議会において、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答申

この度まとめられた、坂戸市障害者福祉プランにつきましては、障害者施策の推進及び障害福祉サービス・障害児福祉サービスの確保を行う上での指針として、おおむね適切なものであると認めます。

なお、本審議会における別紙意見・要望について配慮され、基本理念に掲げた「住み慣れた地域でともに豊かに生きるまち」の実現に向けて、市民、各関係機関、地域等との連携による障害者施策の更なる推進が図られますよう大いに期待するものであります。



別紙

意見・要望

1 総体的事項

本計画の着実な推進に努められるとともに、本計画の進捗状況の把握、点検、評価を行い、公表するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

また、本計画に基づく施策、事業の推進及び見直しに当たっては、障害者等の実態やニーズの把握に努めること。

なお、市民に親しみやすい計画の名称も併せて検討すること。

2 分野別事項

(1) 坂戸市障害者計画

基本目標1 保健・医療の充実

ア 障害の早期発見・早期療養体制を推進し、症状の予防・軽減に努めるとともに、医療、療育、教育等の関係機関が相互に連携し、情報を共有できる体制づくりを行うこと。

基本目標2 社会参加への支援

ア 障害のある人が生涯学習活動や文化活動など社会参加の機会を等しく享受できるよう、移動手段の確保に努めるとともに、障害者団体、事業者の活動や介護者、ボランティアへの支援に努めること。

基本目標3 就労への支援

ア 障害のある人が経済的に自立できるよう、障害者就労支援センターの充実を図るとともに、公共職業安定所や事業者と連携し、障害者の就労支援体制を強化すること。

イ 就労支援を受けたい人が、適切なサービスを受けられるように、就労支援サービスやサービスを提供する事業所を随時周知すること。

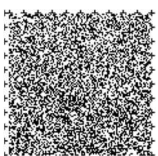
基本目標4 療育・教育の充実

ア 保護者が、子どもの言葉の遅れ、発達の遅れを心配したときに、早期に療育支援を提供できる体制を構築すること。

イ 障害のある幼児だけでなく、周りの御家族の不安にも対応し、御家族を安心させられるような相談体制の充実を図るとともに、同じ悩みを持つ御家族同士が話し合える場を設けること。

ウ 障害のあるなしにかかわらず、子ども同士がともに学べるのが大切であり、今後ともインクルーシブ教育を推進すること。

エ 障害のある児童生徒の特性に応じた適切な教育が受けられるよう、特別支援学級の充実を図ること。



基本目標5 「福祉のまちづくり」の推進

- ア 広く市民が利用する公共施設及び道路において、バリアフリー化を計画的に進めることで、だれもが利用しやすい環境整備を図ること。
- イ 障害があり移動に制約がある人が安全・早期に避難できるよう情報提供体制を整備するとともに、避難所では障害特性に応じたきめ細やかな配慮が行えるよう、避難支援体制の充実を図ること。
- ウ 障害者等の配慮が必要な方のために、福祉避難所と行政は密に連携し災害に応じた準備、運営体制の充実を図るとともに、周知を行うこと。

基本目標6 理解と交流の推進

- ア 市民一人一人が障害について正しく理解し、障害のあるなしに関わらずお互いに声を掛け合い、尊重しながらともに生きる共生社会の実現は、皆が暮らしやすい豊かなまちになる基礎と考える。障害についての理解を促進する啓発や広報活動を推進するとともに交流イベントの充実を図ること。
- イ 障害のある人を介護するヤングケアラーなどの家族を社会全体で支えることができるよう、ケアラーに対する理解促進を図ること。

基本目標7 権利擁護の充実

- ア 障害のある人の公的機関や事業所等での手続きの際に、合理的配慮が適切に提供され、障害のある人が暮らしやすいまちにすること。
- イ 障害者差別解消法・障害者虐待防止法の周知を徹底し、すべての市民が差別や虐待を受けることがない、相互に人格と個性を尊重し合えるまちづくりを進めること。
- ウ 障害のある人への虐待やネグレクトへの対応だけではなく、その家族全体を支援し、虐待等を予防できるよう体制の充実・強化を図ること。

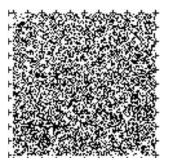
基本目標8 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- ア 障害のある人が、障害のない人と等しく情報を入手できるよう、情報提供体制の充実を図ること。
- イ 障害があり意思疎通が困難な人のために、講習会等を通じて支援ボランティアの育成に努めること。

(2) 坂戸市障害福祉計画（第7期）、坂戸市障害児福祉計画（第3期）

基本目標 福祉サービスの充実

- ア 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組を行い、障害のある人の各種のニーズに対応できる専門的な相談支援体制の充実を図ること。
- イ 障害のある児童の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービスを受けられるよう、適切な障害児相談支援を実施し、障害のある児童及び保護者に寄り添って、きめ細やかな支援を行うこと。



5. 坂戸市障害者計画等審議会条例

平成 26 年 12 月 19 日条例第 42 号
改正 平成 29 年 3 月 24 日条例第 15 号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画(次条において「障害者計画等」という。)の策定及び推進に関する事項を審議するため、坂戸市障害者計画等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、障害者計画等の策定及び推進に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 障害者団体の代表者
- (4) 障害者及びその家族
- (5) 障害者の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者
- (6) 公募に応じた市民

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

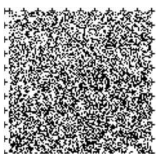
2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

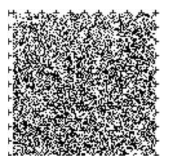
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年坂戸町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 29 年条例第 15 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。



6. 坂戸市障害者計画等策定経過

■令和3年度

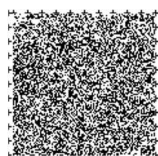
日 程	項 目	内 容
令和3年7月～ 8月	令和3年度坂戸市障害者計画 等庁内推進会議（書面）	・坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第6期）、坂戸市障害児福祉計画（第2期）の策定について ・坂戸市障害者計画等審議会答申書について ・令和2年度各種施策進捗状況について ・令和3年度事業計画について
9月29日（木）	令和3年度第1回 坂戸市障害者計画等審議会	・「坂戸市障害者計画等審議会」の審議事項について ・坂戸市障害者計画等実施状況（令和2年度事業実績及び令和3年度事業計画）について

■令和4年度

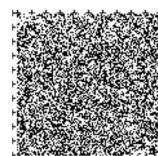
日 程	項 目	内 容
令和4年9月	令和4年度坂戸市障害者計画 等庁内推進会議（書面）	・令和3年度各種施策進捗状況について ・令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画について
10月7日（金）	令和4年度第1回 坂戸市障害者計画等審議会	・坂戸市障害者計画等実施状況（令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画）について
令和5年 2月10日（金）	令和4年度第2回 坂戸市障害者計画等審議会	・坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第7期）、坂戸市障害児福祉計画（第3期）策定について
2月24日（金）～ 3月24日（金）	障害者福祉に関するアンケート	

■令和5年度

日 程	項 目	内 容
6月16日（金）	令和5年度第1回 坂戸市障害者計画等審議会	・坂戸市障害者計画等に係る令和4年度事業実績及び令和5年度事業計画について ・障害福祉に関するアンケート調査報告について ・次期坂戸市障害者計画等の総称の変更について ・坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第7期）、坂戸市障害児福祉計画（第3期）（骨子案）について



8月	第1回坂戸市障害者計画等 庁内推進会議（書面）	・坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第7期）、坂戸市障害児福祉計画（第3期）の策定について ・坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第7期）、坂戸市障害児福祉計画（第3期）の総称について ・坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第7期）、坂戸市障害児福祉計画（第3期）骨子案について ・次期計画策定に係る事業の見直しについて ・坂戸市障害者計画等審議会からの意見・質問について ・障害者福祉に関するアンケート調査報告
10月6日（金）	令和5年度第2回 坂戸市障害者計画等審議会	・障害福祉に関するアンケート調査報告について ・坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第7期）、坂戸市障害児福祉計画（第3期）（素案）について
10月	第2階坂戸市障害者計画等 庁内推進会議（書面）	・坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第7期）、坂戸市障害児福祉計画（第3期）素案について ・市民コメントの実施について
11月6日（月）	令和5年度第3回 坂戸市障害者計画等審議会	・坂戸市障害者福祉プラン素案について ・市民コメントの実施について
12月5日（火）～ 令和6年 1月4日（木）	市民コメント	
2月2日（金）	令和5年度第4回 坂戸市障害者計画等審議会	・市民コメントの結果について ・坂戸市障害者福祉プラン案について ・答申について
2月15日（木）	坂戸市障害者計画等手交式	



7. 坂戸市手話言語条例

令和元年9月30日条例第17号

言語は、お互いの意思疎通を図る上で欠かせないものである。

手話は、音声言語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解するために、手話を大切に育んできた。

しかし、長い間、手話は言語として認められず、ろう者は必要な情報を得ることや意思疎通を図ることに困難を抱え、様々な不便や不安を感じて暮らしてきた。

こうした中で、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、いまだ手話に対する理解が社会において深まっているとは言えない。

ここに、私たちは、手話が言語であるとの認識に立ち、手話を広く普及していくこと等によって、ろう者とろう者以外の者とが、手話により心を通わせ、住み慣れた地域とともに豊かに生きるまちを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、市民の手話への理解及び手話の普及の促進を図るとともに、手話を使用しやすい環境を整備することで、一人ひとりの人格及び個性を尊重して支え合う共生社会の実現を図り、もって市を住み慣れた地域とともに豊かに生きるまちにすることを目的とする。

(基本理念)

第2条 ろう者及びろう者以外の者が、一人ひとりの思いを大切にし、並びに相互に人格及び個性を尊重して様々な活動を行うこと等を基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るものとする。

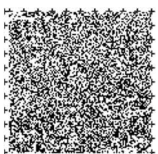
(市の責務)

第3条 市は、市民の手話への理解を広げ、手話を普及し、及び手話を使用しやすい環境にするための施策を推進するものとする。

2 市は、前項の施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(埼玉県との連携及び協力)

第4条 市は、市民の手話への理解及び手話の普及の促進並びに手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、埼玉県と連携し、及び協力するよう努めるものとする。



（市民の役割）

第5条 市民は、手話への理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念を理解し、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

（方針の策定）

第7条 市は、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定するものとする。

- （1） 手話への理解及び手話の普及の促進に関すること。
- （2） 手話による情報の発信及び取得並びに手話を使用しやすい環境の整備に関すること。
- （3） 手話による意思疎通の支援に関すること。

2 市は、前項の方針の策定に当たっては、市の障害者の福祉に関する計画等との整合性を図るものとする。

（手話を学ぶ機会の確保）

第8条 市は、ろう者、手話通訳者及び手話を使用することができる者と協力して市民が手話を学ぶ機会の確保を図るよう努めるものとする。

（事業者に対する手話の啓発）

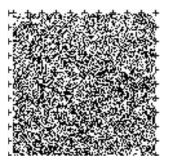
第9条 市は、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう、事業者に対する手話通訳者を派遣する制度の周知その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（災害等への対応）

第10条 市は、災害等が発生した場合において、ろう者が手話等により必要な情報を速やかに取得し、及び円滑に意思疎通を図ることができるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

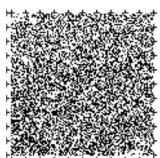
この条例は、公布の日から施行する。

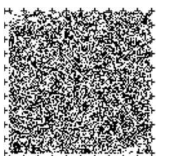


8. 市民コメント結果

坂戸市障害者福祉プラン（坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第7期）・坂戸市障害児福祉計画（第3期））の策定にあたり、以下の内容で計画案を公表し、広く市民の意見を募集しました。

項 目	内 容
意見応募期間	令和5年12月5日（火）～令和6年1月4日（木）
応募資格	市内に在住、在勤又は在学している方
市民への周知	広報さかど（令和5年12月号）及び市ホームページに掲載
素案、応募用紙及び応募箱設置場所	障害者福祉課、市政情報コーナー（市役所1階）、市民健康センター 城山荘・ことぶき荘、福祉センター、中央図書館、各出張所・公民館、 市民総合運動公園、サンテさかど
募集結果	3名から10件





坂戸市障害者福祉プラン

坂戸市障害者計画

坂戸市障害福祉計画（第7期）

坂戸市障害児福祉計画（第3期）

発行・編集：埼玉県 坂戸市 福祉部 障害者福祉課
〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号
TEL 049-283-1331（代表） FAX 049-283-1673
<https://www.city.sakado.lg.jp/>

